

片品川下流の採水回数変更について

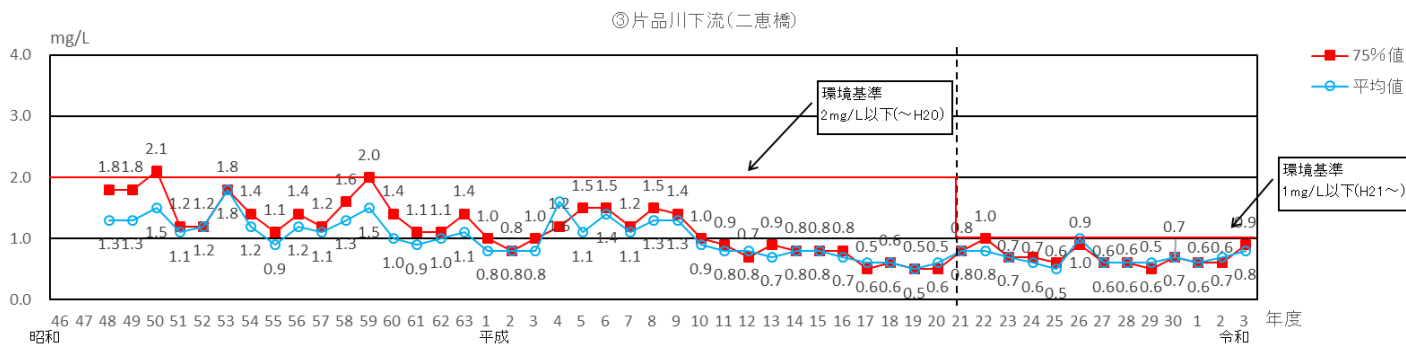
環境保全課 R5.2.3

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく、公共用水域の水質汚濁状況の常時監視について、片品川下流では環境基準点の二恵橋において、毎月 1 回実施しています。

令和 4 年度の調査において、9 月までに環境基準値を超える BOD が 3 回検出されたことから、10 月から測定回数を月 2 回に増やし、監視を強化しています。

1 過去の BOD 測定結果

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
75%値(mg/L)	0.8	1.0	0.7	0.7	0.6	0.9	0.6	0.6	0.5	0.7	0.6	0.6	0.9
平均値(mg/L)	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	1.0	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8
環境基準値 超過回数	1	0	0	0	0	2	1	1	0	2	0	1	1



※当初は A 類型（基準値 2mg/L 以下）であったが、平成 22 年 3 月から A A 類型（基準値 1mg/L 以下）に見直し。

2 令和 4 年度の BOD 測定結果（速報値）

月	4	5	6	7	8	9	10	10	11	11	12	12	1	1
日	6	11	1	21	3	7	6	19	9	16	7	15	5	18
BOD(mg/L)	2.6	<0.5	0.6	0.7	1.3	1.6	<0.5	<0.5	0.7	0.9	0.5	0.7	<0.5	0.6

※赤字は基準値超過

3 今後の予定

令和 4 年度中は月 2 回の測定を継続します。

また、環境基準値超過回数が増加した原因の把握に努めております。